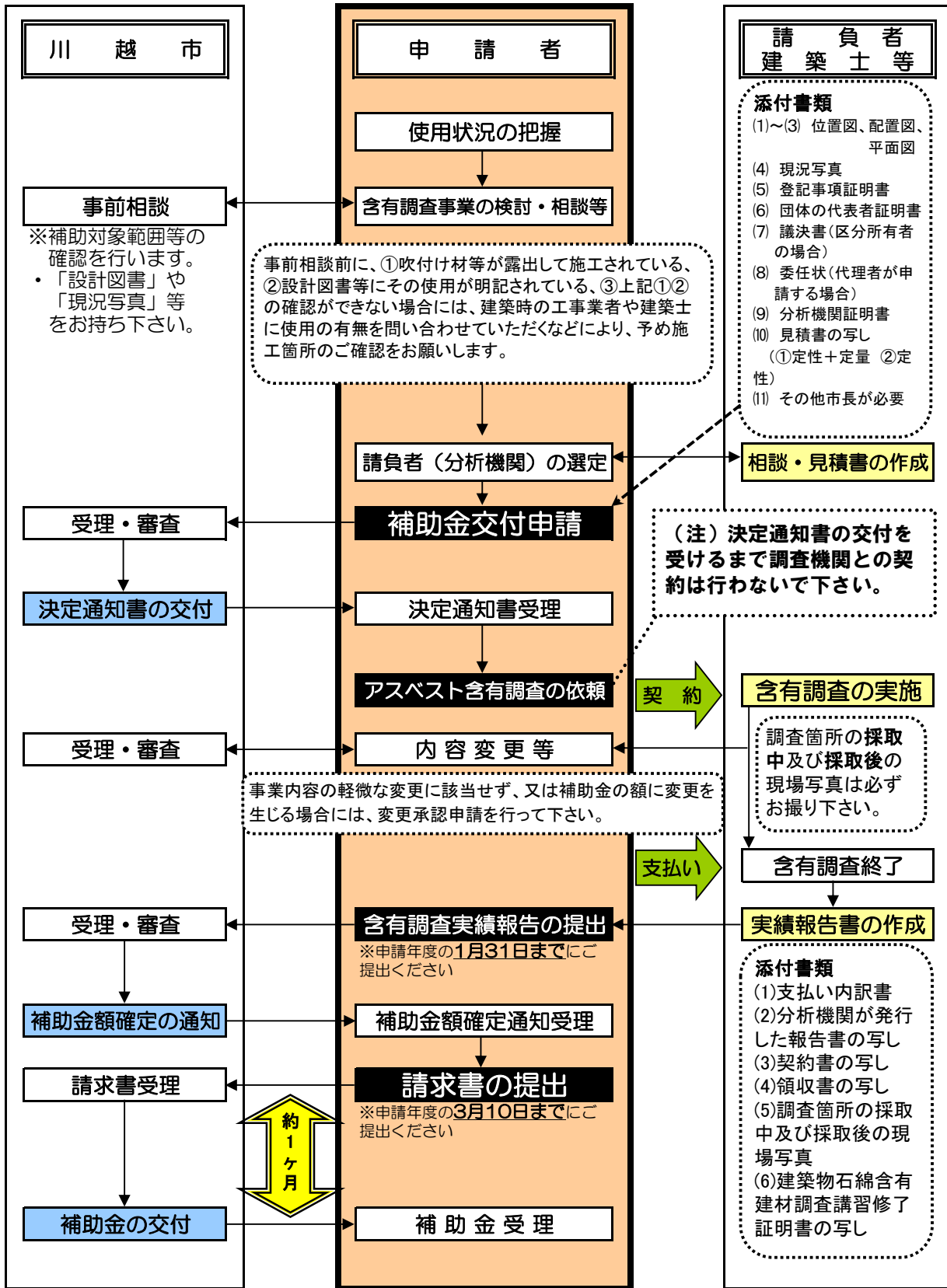


アスベスト含有調査事業補助金交付申請フロー



アスベスト含有調査

主な要件

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">アスベストの含有に係る調査（基準：J I S A 1 4 8 1） 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうち、J I S A 1 4 8 1の付属書の仕様に適合する装置及び機器を備える機関
補助対象建築物	<ul style="list-style-type: none">川越市内の民間建築物延べ面積300㎡以上の建築物明らかな建築基準法違反がない建築物同様の補助金の交付を受けていない建築物
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">補助対象建築物の所有者又はマンションの管理組合
補助額	<ul style="list-style-type: none">含有調査に係る費用全額 ※上限25万円 年度予算内に限る ※消費税仕入控除税額 [☆] が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額した額 ※1,000円未満の端数は切り捨て

☆ 消費税仕入控除税額

補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。

消費税法に定める課税事業者（届出により課税事業者となる場合を含み、簡易課税事業者を除く。）で、補助対象事業費に控除対象仕入税額を算入する場合は、消費税仕入控除税額を減額した額が補助額となります。

<注意>

申請期間については、4月1日から12月末日までです。

申請後、**交付決定が行われるまで**、業者等との契約を結ぶことはできません。

なお、実績報告については、申請年度の1月31日までに提出してください。